

令和6年度競技力向上推進事業実施要領の取扱について

第1 実施要領2（1）及び（2）のうち、①「強化合宿」、②「日帰り強化練習」に係る助成基準については、【別紙1】のとおりとする。

第2 実施要領2（1）の指定強化指導者研修会の対象者は、（2）の各強化合宿の指導者であり、（公財）北海道スポーツ協会が指定した者とし、その手続きは次のとおりとする。

（1）強化指導者の指定

各競技団体は、強化合宿等で直接指導にあたる指導者を【様式1】により、指定する期日までに（公財）北海道スポーツ協会あて推薦し、その推薦をもって強化指導者の指定に換えるものとする。

（2）強化指導者の追加・変更

強化指導者に追加・変更があった場合は、その都度（公財）北海道スポーツ協会あて書面にて提出する。

第3 実施要領2（2）①「強化合宿」及び②「日帰り強化練習」に係る手続きは次のとおりとする。

（1）強化選手の指定

各競技団体は、北海道を代表する全国大会候補選手及び将来全国大会の候補選手となるジュニア選手及び成年選手を強化選手に指定する。

（2）事業の年間計画

①年間計画要望書の提出

各競技団体は、選手強化事業等に係る要望がある場合は、別に定める年間計画要望書を指定する期日までに（公財）北海道スポーツ協会あて提出する。

②年間計画書の提出

各競技団体は、（公財）北海道スポーツ協会から通知された年間助成額に基づき、【様式2】により、年間計画書を指定する期日までに（公財）北海道スポーツ協会あて提出する。

③年間計画の変更

各競技団体は、開催時期、日程、開催地を変更する場合は、【様式2】により実施日の属する月の前月までに（公財）北海道スポーツ協会に提出し協議する。

なお、合宿等の予定額が減額になる場合についても、速やかに（公財）北海道スポーツ協会に提出し協議する。

（3）事業計画書・実施報告書の提出

①事業計画書の提出

事業の実施にあたって各競技団体は、事業実施14日前までに合宿にあつては、【様式5】により、また、日帰り強化練習にあつては、【様式7】に、それぞれ必要書類を添えて（公財）北海道スポーツ協会に提出する。

②実施報告書の提出

事業が終了した場合は、終了後14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに合宿にあつては、【様式6】により、また、日帰り強化練習にあつては、【様式8】に、それぞれ必要書類を添えて（公財）北海道スポーツ協会に提出する。

（4）概算払

強化合宿及び日帰り強化練習に係る経費については、精算払を原則とする。ただし、強化合宿については、間違いなく参加が見込める指導者や選手が希望する場合に限り、

旅費、謝金のみを対象として概算払を行うことができる。

(5) 振込口座の指定

助成金の支払いについては、全て口座振替払いとする。

①各競技団体の指定口座

各競技団体は、【様式3】を指定する期日までに（公財）北海道スポーツ協会あて提出する。

②各個人の指定口座

各競技団体は、指導者及び選手から【様式4】を徴し、指定指導者にあつては、指導者推薦名簿と併せて提出し、選手及び中央指導者にあつては、当該年度の最初の事業計画書に併せて提出する。

なお、【様式4】「競技力向上推進事業に係る振込口座等申出書」には、支店名・口座番号・口座名義人が記載されているページ（表紙不可）のコピーを必ず添付すること。

③指定口座の変更

振込口座に変更が生じた場合は、その都度、（公財）北海道スポーツ協会あて提出する。

(6) 帳簿の備え付け及び書類（計画書・報告書）の整理

各競技団体は、当該年度における助成金（配分額）及び合宿事業に要した経費を常に把握し、精算時に（公財）北海道スポーツ協会から競技団体口座へ振り込まれた助成金額（需用費・会場使用料等の額）及びその支出を明らかにした専用の帳簿を備え付け、関係書類（証拠書類、計画書、報告書）と併せて保管しなければならない。

なお、その保管期間は5年間とする。

(7) その他

①強化合宿や日帰り強化練習は競技団体の責任のもとに実施するものであり、その実施にあたっては指定強化指導者を配置し事故防止に努めるほか、参加者全員の傷害保険の加入を条件とする。

②助成基準と異なる用途に使用したことが明らかとなった場合、又は、虚偽の申請や不正と認められる行為があったときは、助成金の返還を求めることがある。

第4 実施要領2（2）③「有望選手活動支援事業」に係る実施要項は別に定める。

第5 実施要領2（3）「スポーツ医科学研究事業」に係る実施要項については別に定める。

第6 実施要領2（4）「スポーツ医科学トータルサポート事業」に係る実施要項については別に定める。